

令和7年第14回 議会運営委員会

1. 日 時 令和7年12月3日（水）午後1時30分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 追加議案の取り扱いについて  
(2) その他
4. 出席委員 石井 恵子 委員長・長谷川 則夫 副委員長  
広 沢 修司 委員・田 中 和 八 委 員  
小田川 敦子 委員・徳 本 光 香 委 員  
平 田 新 子 委 員  
伊 藤 仁 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者  
市 長 笠 井 喜久雄  
総務部長 永 井 康 弘  
総務課長 齊 藤 祐 二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松 岡 正 純  
係 長 會 卓 也  
主 事 金 子 直 史

## 会議の経過

開会 午後1時30分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井委員長 皆様こんにちは。午前中の本会議の終了後の議会運営委員会、大変お疲れ様でございます。午前中に一般質問が全て終わりました、明日からの委員会付託を前に、追加議案の議案が提案されるということで、今日は皆さんにお集まりいただきました。大変恐縮ではございますがどうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議にご出席いただきました笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 本日は大変お忙しい中、令和7年第4回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。

明日の10月4日の本会議におきまして、市から追加提案いたします案件は、専決処分についての報告が1件、議案といたしましては、白井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてなど、条例に関する案件が3件、契約の変更について1件、令和7年度一般会計他5会計の補正予算に関する案件が6件の合わせて11議案になります。詳細につきましては、この後総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○松岡事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。よろしくお祈りします。

委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

○石井委員長 ただいまの出席は7名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、追加議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部より、今定例会に追加提案される議案の内容について説明をお願いします。

総務課長

○齊藤総務課長 明日の12月4日に追加提案いたします案件でございますが、専決処分の報告が1件、新規条例の制定が2件、条例の一部改正が1件、契約の変更が1件、一般会計他補正予算が6件、全部で11件となっております。資料に基づきまして説明させていただきます。まず、報告第1号です専決処分について、所管課は都市計画課になります。議会の議決により専決の指定をされています1件100万円以下の損害賠償の額の決定および和解について令和7年11月26日に専決処分を行ったので報告をするものです。

内容といたしましては、令和7年9月11日午前11時15分頃、復1144番6の放置自転車等保管場所において、同年8月27日から放置自転車として保管していた相手方所有の自転車1台の前輪が盗難されていたものです。

賠償の相手方は白井市内に事業所を有する法人へ損害賠償額は1万7300円、示談日は令和7年11月26日です。

この件につきましては、この後の議員全員協議会で担当課の方から詳細の方を説明させていただきます。

続きまして議案第18号19号につきましては11月14日の議員全員協議会で説明させていただきました、こども誰でも通園制度に関する新規条例の制定案となります。

まず議案第18号ですが、白井市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について、所管課は保育課です。児童福祉法の一部改正に伴いまして乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

主な内容ですが児童福祉法の一部が改正されまして、保育所等に通っていない6ヶ月から満3歳未満の子供を対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、市の認可事業とされたことからその認可に係る設備および運営の基準を条例で定めるものです。

事業者の一般原則や災害対策、安全対策、虐待の禁止、衛生管理、苦情対応等の運営に関する基準を定めるもの事業を一般型、余裕活用型の区分ごとに施設の設備や職員の配置に関する基準を定めるものです。施行期日は令和8年4月1日です。

議案第19号、白井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、所管課は保育課です。

子ども子育て支援法の一部改正に伴い特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

主な内容ですが乳児等通園支援事業を利用する保護者が乳児等のために支援給付を受けるためには、事業者の市の確認を受ける必要があり、その確認に係る運営の基準を定めるもので事業者が事業の運営に当たって一時間当たりおよびひと月当たりの利用定義を定めることとするもの事業者がサービスを提供する際に実施すべき事項や提供に当たっての留意事項等を定めるものです。施行期日は令和8年4月1日です。

議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例および白井市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は人事課です。

人事院および千葉県人事委員会勧告を踏まえまして、一般職の職員の給料表、普通通勤手当、宿直勤務手当、期末手当および勤勉手当の改定並びに会計年度任用職員の勤勉手当を改定するため条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、各給料表について、初任給および若年層に重点を置きながら全ての給料月額を約3.45%引き上げるものです。

通勤手当について、支給単価を200円から7100円までの幅で引き上げるもの、令和7年12月期の期末手当の支給月数を1.25月分から1.275月分、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7月分から0.725月分に、勤勉手当の支給月数を1.05月分から1.075月分、定年前再任用短時間勤務職員によっては0.55月分から0.525月分にそれぞれ改定をするもの、会計年度任用職員の勤勉手当について、支給月数を1.05月分から1.075月分に改定をするものです。

施行期日は公布の日ですが、給料表の通勤手当および宿直勤務手当の改定は令和7年4月1日から期末勤勉手当の改定は令和7年12月1日から適用するものです。

続きまして議案第21号契約の変更について、所管課は道路課です。

継続費、道路改良工事、R6の位置に係る契約を変更したいので議会の議決を求めるものです。

変更の理由ですが、工事施工のために借地しております隣接地を原状復帰するにあたりまして、当該隣接地から搬出し処分する予定だった土砂の含水比が高いことが判明したことから処分可能な状態にするための曝気乾燥に要する日数を考慮いたしまして工期を延期するものです。

変更の内容ですが、工事期間につきまして、当初の工期は令和6年12月18日から令和7年11月7日まででした。第1回の変更工期として、工期の方が令和8年1月30日まで延長しておりましたが、今回の変更で令和8年3月27日まで延期をするものです。

なおアクセス道路の整備状況につきましてはこの後の議員全員協議会で担当課の方から説明をさせていただきます。

続きまして議案第22号、令和7年度白井市一般会計補正予算第9号所管課は財政課です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2026万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億9397万1000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事院および千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定等に伴い人件費を補正するもの、社会福祉協議会職員人件費に係る給与規程改定に伴いまして補助金を補正するもの、特別会計および公営企業会計の給与改定に伴いまして繰出金を増額するものです。

議案第23号、令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号、所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8903万5000円とするものです。

主な補正内容ですが歳入歳出予算といたしまして人事院および千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費を補正するものです。

議案第24号、令和7年度白井市会介護保険特別会計保健事業勘定補正予算第3号、所管課は高齢者福祉課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ563万8000円を追加しまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8104万7000円のです。

主な補正内容ですが歳入歳出予算といたしまして人事院および千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費を補正するものです。

議案第25号、令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9063万9000円とするものです。

主な補正内容ですが歳入歳出予算といたしまして人事院および千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴い人件費を補正するものです。

続きまして議案第26号、令和7年度白井市水道事業会計補正予算第2号、所管課は上下水道課です。

収益的収入および支出を補正するもので収益的収入および支出の予定額をそれぞれ120万6000円増額し、6億2007万2000円とするものまた、資本的収入および支出を補正するもので、資本的収入および支出の予定額をそれぞれ33万円増額し、資本的収入の予定額を1億2299万2000円、資本的支出の予定額を1億8788万8000円とするものです。

主な補正内容ですが収益的収入および支出は人事院および千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費を補正するもの資本的収入および支出につきましては収益的収入および支出と同様に人件費を補正するものです。

議案第27号、令和7年度白井市下水道事業会計補正予算第3号、所管課は上下水道課です。収益的収入および支出を補正するもので収益的収入および支出の予定額をそれぞれ155万1000円増額し、15億2137万4000円とするものまた、資本的収入および支出を補正するもので資本的収入および支出の予定額をそれぞれ45万9000円増額し資本的収入の予定額を4億3931万1000円資本的支出の予定額を5億4242万7000円とするものです。

主な補正内容ですが収益的収入および支出、また資本的収入および支出いずれも人権人事院および千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費を補正するものでございます。

今後についてですけれども、初日に採決をしていただきました防災行政無線の契約の変更について、協議が整い次第、追加でまた提案をさせていただきたいと考えております。

また国の令和7年度の補正予算の閣議決定を踏まえた重点支援地方交付金を活用しました物価高対策につきまして、まだ詳細については明らかになっておりませんが国からは、可能な限り年内で予算化するようということで検討の方が依頼されているところでございます。

国からの詳細が示され次第ですね、速やかに実施内容を検討いたしまして補正予算の追加提案をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明の方は以上です。

○石井委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。よろしいですか。

では補足説明ないということですので、執行部は退席していただいて結構です。

次に、議長より追加議案の付託について説明願います。

○伊藤議長 先ほど執行部より説明のありましたを加えて、11月14日に決定した付託表から、お手元に配付の付託表に改めたいと思います。

あともう一点、議案第22号一般会計補正予算についてなんですけれども、内容は職員給与の改定に伴う内容でして従来委員会付託に間に合わず最終日に追加上程されることから本会議で質疑、討論、採決を行っております。

今回、委員会付託に間に合いましたことから委員会での審議となりますが、内容が職員人件費に関わるもので人件費に関わる部分は、総務教育常任委員会に付託する方向で考えております。以上です。

○石井委員長 以上で説明が終わりました。ただいま議長より説明がありました議案の付託表について、ご意見ございますか。意見はないものと認めます。それでは議長の説明のとおり、議案付託表を改めることにご異議ございませんか。異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に議会事務局より、追加議案の取り扱いについて説明を求めます。

○松岡事務局長 それでは追加議案等の提案を受けまして、その取り扱いについてご説明させていただきます。お手元に配付の議事日程案をご覧ください。

執行部から説明がありました報告1件、追加議案10件について、明日12月4日木曜日の本会議に追加上程する案でございます。

追加議案等については、日程第17、報告第1号専決処分についてから日程第27、議案第27号令和7年度白井市下水道事業会計補正予算第3号についてまでとしております。

議事の進行といたしましては、日程第1、諸般の報告、日程第2、議案第1号から日程第16、議案第17号についてまで、大綱的質疑のうち、常任委員会および特別委員会付託。

次に、日程第17、報告第1号から日程第27、議案第27号まで一括上程し、報告および提案理由の説明。最後に追加議案である日程第18、議案第18号から日程第27、議案第27号まで、議案内容の説明、質疑の後、常任委員付託となります。議事日程案の説明は以上でございます。

○石井委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

○徳本委員 ちょっと素朴な疑問だったんですけど、明日の日程表で報告第1号の専決処

分が議案の間で日程第17に入っているのは何か理由があるのでしょうか。

○松岡事務局長 回の追加議案のタイミングで報告が上がってまいりましたので、追加議案の最初にということで入れさせていただいております。

○石井委員長 よろしいですか。他に説明を求めたい方おられますか。よろしいですか。

それでは、追加議案等の取り扱いについては、明日12月4日の本会議に追加予定することとし、議事日程については、日程第1、諸般の報告、日程第2、議案第1号から日程第16、議案第17号についてまで、大綱的質疑のうち、常任委員会および特別委員会付託。

次に、日程第17、報告第1号から日程第27、議案第27号まで一括上程し、報告および提案理由の説明、最後に追加議案、議案である日程第18、議案第18号から日程第27、議案第27号まで、議案内容の説明、質疑の後、常任委員会付託とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、さよう決定いたします。

では、議題の2、その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。次に議長からありましたらお願いします。

○伊藤議長 ございません。

○石井委員長 事務局から何かありましたらお願いします。

○松岡事務局長 ございません。

石井委員長 他に何かございますか。無いようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

閉会 午後1時50分